



陳 情 書

令和7年8月18日

霧島市議会議長 仮屋 国治 殿

陳情者 住 所 霧島市溝辺町 [REDACTED]
霧島市測量設計業同友会
氏 名 会 長 前 田 数 馬 [REDACTED]

測量設計業務委託に係る地元業者への発注促進を求める陳情書

拝啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、日頃より本市の地域経済や建設産業の振興にご尽力いただいておりますこと、心より感謝申し上げます。

さて、近年の霧島市測量設計業務委託の発注において、市外・県外の業者に偏る傾向にあり、地元業者は深刻な受注減に直面し、事業継続すら困難な状況にある企業もあります。このままでは、地域に根ざした技術者や若手人材の育成が困難となり、将来的な地域インフラの維持管理能力そのものが喪失される恐れがございます。

霧島市地元業者は、地域の風土・地理・生活環境に精通し、地域ボランティアや地域イベントへの協力など日々、住民との信頼関係を築きながら、長年にわたり本市のインフラ整備に貢献してまいりました。また、災害時には即応体制を整え、行政と連携しながら緊急対応に尽力してきた実績があり、近年頻発する大災害等発生の場合、霧島市の地元業者でなければ、霧島市の早急な復興は成し遂げる事ができないはずです。そのような大災害時に対応できるよう、地元業者としての技術者数の維持や育成を行う必要があるため資力増強が必要不可欠であります。霧島市の防災対応力強化には地元測量設計業者の育成に大きく起因することは、現在復興中の被災地状況をみても明らかです。さらに、地元業者への発注は、地域経済の循環、生産年齢人口の流出防止や多くの雇用の維持に直結し、本市の持続可能なまちづくりの土台となるものです。

しかしながら、現在のように市外業者への発注が進む現状では、これら地元業者の役割が軽視され、地域の技術・人材・経済基盤の喪失につながりかねません。今こそ、地元内発注の意義を再認識いただきたく、以下の通り強く要望申し上げます。

敬具

陳情事項

1. 地元業者(霧島市内本社)への原則発注で受注機会をつくること
2. 地元業者(霧島市内本社)へ企業育成を考慮し、民間資格で限定しない発注をすること
3. 地元業者(霧島市内本社)へ実績有無を問わずチャレンジ型で発注すること
4. 業務の分離・分割発注等による中小地元業者(霧島市内本社)への配慮をした発注をすること
5. 地元業者優先発注に係る実施方針を制定し指名基準を明確にすること
6. 準市外業者(市内支店等)の実態調査を行い業務実施が市内支店で行われているか確認したうえで、準市外業者と設定すること

陳情の理由・経緯等

● 陳情事項 1～2 についての理由と経緯

平成 17 年の霧島市誕生から 20 年となり、合併当初は地元業者 21 社存在した、現在では、8 社まで減少している状況です。この要因は、8.6 水害時での復興では地元業者の総力により本市地域は見事復興し、原則地元業者発注のみであったが、復興から長年の歳月を経て、災害での危機的状況の記憶は風化し、行政業務の簡素化や効率化が優先され、技術者の多い市外大手測量会社への発注が増え、地元業者の受注機会は激減し、技術者育成や後継者育成に必要な資金力が無い中小地元業者は、廃業という道を進むしかなかった。全国的にも近年、災害対応を含む地域の維持管理を担う測量業者が不足し、地域の安全・安心の維持に支障が生じるおそれがあることへの懸念が指摘されている。また、近隣市町村では、民間資格に限定しない地元優先発注を行っている。

鹿児島市：市内本社のみ指名

薩摩川内市：原則市内本社及び市内出身業者のみ指名

鹿屋市：原則市内本社のみ指名　伊佐市：原則市内本社のみ指名

湧水町：原則町内本社及び旧始良郡内本社のみ指名

日置市：原則市内本社のみ指名

さつま町：原則町内本社、町内出身業者及び災害協力実績業者のみ指名

このように近隣市町村は、地元業者受注 8 割以上を確保しているが、本市霧島市における地元業者受注は、令和 5 年度 1.8 割、令和 6 年度 0.2 割となっており他市町村に比べると大きな乖離が生じている。このような状況で霧島市地元測量設計業者は存続できない。地域防災力にかかわる重大な課題である。

● 陳情事項 3 についての理由と経緯

霧島市地元業者は、鹿児島市内の大手測量設計業者のように、多くの公共事業受注に恵まれておらず、技術者数及び資金力は足元にも及びません。なぜならば、国土交通省や鹿児島県等の公共事業の指名条件の実績の有無で大きく指名件数に差が生じます。しかし、鹿児島市内等の大中測量設計業者は、もともと地元自治体からの優先的発注により地元自治体に育成された歴史のなかで、多くの実績を積んできているからです。

我々の地元霧島市が実績の有無に問われた発注をされると、我々は、どこで実績を積み、地元霧島市発注の事業に参加できるのでしょうか。地元霧島市が技術力や企業力育成の為に地元業者へのチャレンジを後押ししていただけないのでしょうか。

● 陳情事項 4～5 についての理由と経緯

霧島市内業者は、従業員 2 名程度～40 名規模の会社があります。少数で業務を行っている業者には、事業費の大きい業務においての管理が十分にできない場合があります。しかし、少数業者も地域を想い日々努力を重ねておりますので、可能範囲で業務の分離や分割発注を行い、受注の機会を頂きたい。

また、地元業者としても安定的な受注機会を維持し安心した経営を行う為に地元業者優先発注に係る指名基準の方針として制定し明確にしていきたい。

● 陳情事項 6 についての理由と経緯

霧島市では、市内に支店営業所を開設するだけで、準地元業者と扱われ、現在の発注業務の 9 割がこの準地元業者が受注している状況です。しかし、準地元業者は、地元個人や地元行政退職者の 1 名を雇用し自宅事務所提供での支店営業所となっているのが実態です。このような業者が準地元といえるのでしょうか。また、最近では、資金力を基に市外大手業者が、数名の技術職員を支店に配置し、地元業者として扱われるような状況です。しかし、我々地元業者は、地元住民を多く雇用し 20 年～50 年という長い間、この霧島市を想い愛し、精一杯の努力でこの地域で事業を営んできています。このような資金力で技術者を配置しただけで地元業者と簡単に認めれば、資金力のある市外業者はどんどん進出しますが、大災害時には、その市外業者は、自社の本来の地元支援を優先することは明確です。

霧島市防災力は、市内本社の地元業者でしか強化できません。地元業者は霧島市本社の企業でなければなりません。

長年本地域を想い愛し、地元住民を多く雇用し地域と共に生きてきた、地元業者をどうか信頼し、引き続き多大なるご支援賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。